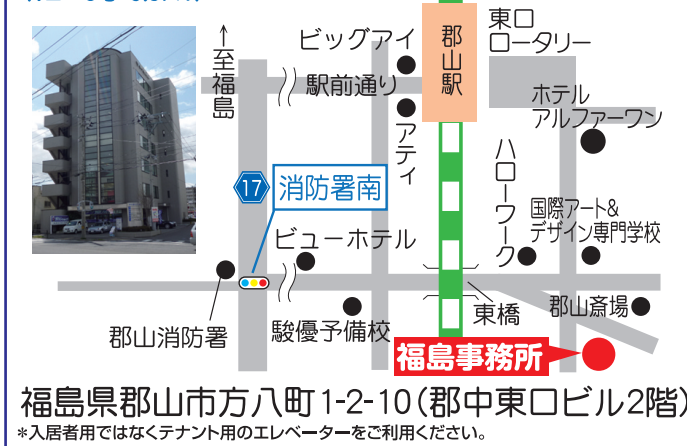


センターのご利用について

※令和2年4月1日より、①県北・会津・いわき支所の開所日が変わります。また、②会津支所の所在地が変わります。

最寄りの事務所・支所(開所日における受付時間 平日9:00～17:00予約不要)まで直接お越しいただくか、下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

〈福島事務所〉 引き続き月～金曜日に開所いたします



〈県北支所〉 毎週月・水・金曜日に開所いたします



〈会津支所〉 毎週火・木曜日に開所いたします 支所の所在地が変わります



〈いわき支所〉 毎週月・火・木・金曜日に開所いたします



〈相双支所〉 引き続き月～金曜日に開所いたします



○ホームページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/genshi_baisho/jiko_baisho/detail/adr-center.htm

又は



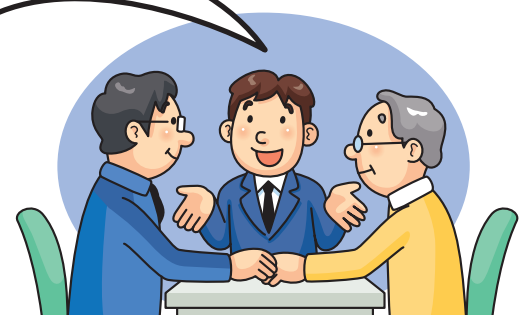
原子力損害賠償紛争解決センター

検索

原子力損害賠償紛争解決(ADR)センターから皆さまへ

原発事故による損害賠償で、「東京電力から示された金額では納得できない。」
「東京電力から賠償されない。」
などお困りの方

➡ **中立・公正な公的機関
「紛争解決(ADR)センター」
が無料で仲介します。**



重要

●センターからのお知らせ●

- ✓ 申立手数料は無料です。
※申立書類の作成費用、郵送費用等は各自のご負担となります。
- ✓ 事故直後の損害について、今からでも申立てができます。
- ✓ 裁判よりも手続きが簡便で、ご本人様おひとりでも申立てができます。
- ✓ 弁護士費用は自己負担ですが、センターでは、和解金額の3%を目安に、弁護士費用を賠償すべき損害と認めています。
- ✓ 東京電力への直接請求と同時並行で申立てができます。
- ✓ 既に東京電力との間で合意している場合でも申立てができます。
- ✓ 東京電力から提示のあった金額よりも低い和解案は出ません。
- ✓ 東京電力との間で争いがない金額については、速やかに、一部和解案の提示を行っています。

※ センターでは、HPに加え、携帯サイトを開設しております。
⇒「文部科学省 ADR」で検索

○お問い合わせ 原子力損害賠償紛争解決センター

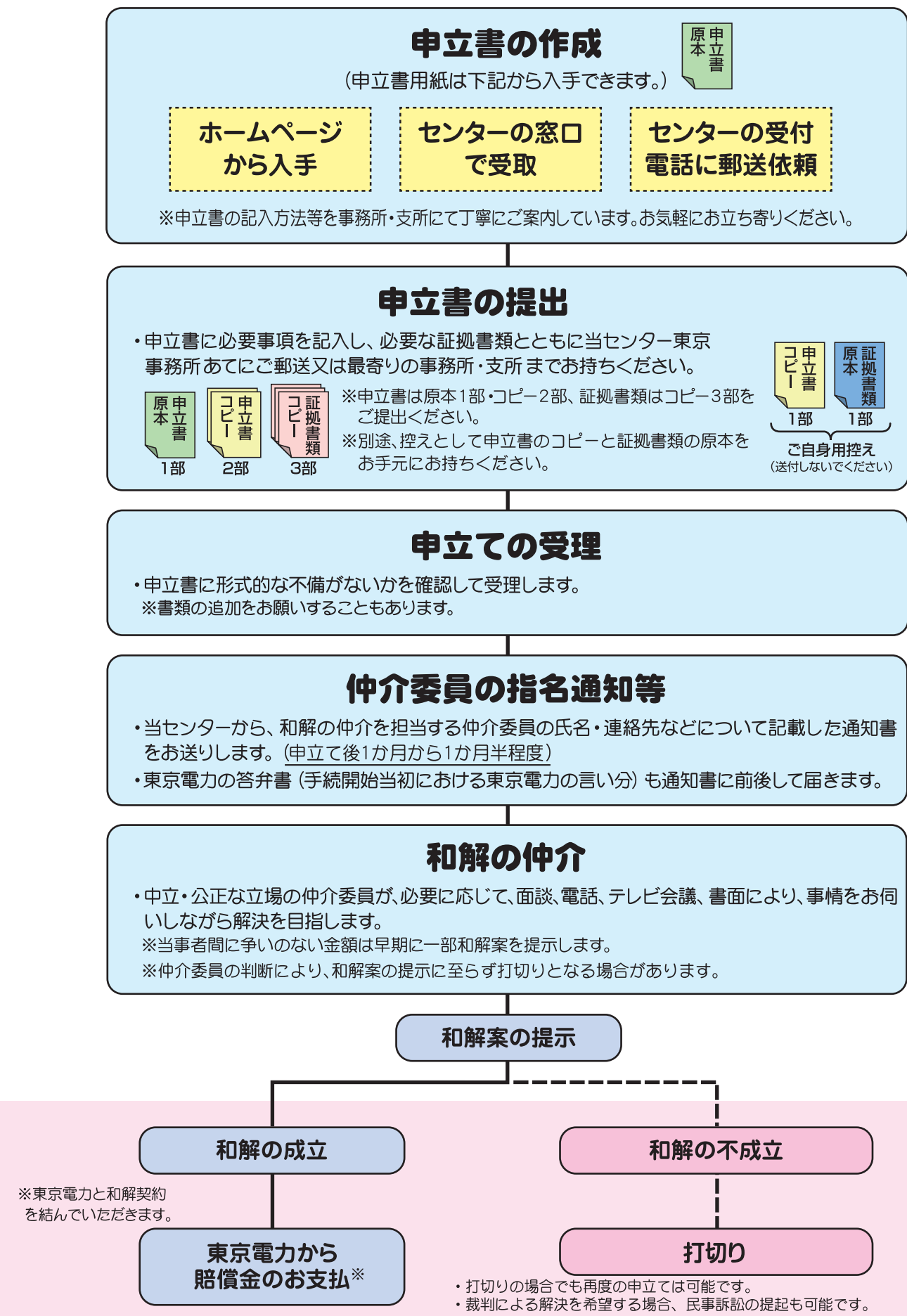


0120-377-155

(受付時間 平日10:00～17:00)

申立書の送付は、原子力損害賠償紛争解決センター東京事務所(〒105-0003 東京都港区西新橋1-5-13 9階)をお願いいたします。 令和2年2月発行

和解仲介の手続きの流れ(標準的な例)



当センターの実績

○センターでの和解仲介の実績

- ★センター発足から8年で約2万4000件を超える案件が終了しており、このうち、8割以上が和解成立に至っています。
※これまでの案件のうち、約6割が弁護士を立てずに申し立てられています。
- ★中間指針(賠償について国に設置された審査会が定める一般的な指針)に明記されなかったものや東京電力の基準で賠償されなかったものについても、センターでは個別の事情に応じて、和解案を提示しています。

○これまでセンターで和解した事例

- ★これまでに成立した和解事例(一部)をホームページで公表しています。

ADR 和解事例

検索
- ★簡易の和解事例集を無料で配布しております。
ご希望の方は、下記フリーダイヤルにお電話いただければ、送付します。
次面に記載の事務所・支所でもお渡ししております。

フリーダイヤル
0120-377-155



※和解事例は、あくまで申立人の個別事情に基づいて和解した例であり、一般的に適用できる基準ではありません。